

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（359））

2. 日時：令和2年10月7日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、宇田川安全審査官、照井安全審査官、
桐原調整係長、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他16名※

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」及び、重大事故等対策に関する原子炉制御室等及び監視測定設備のコメント回答について、令和2年7月22日及び10月5日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

- 横滑り対策として、1号炉建物を障害物として期待する場合について、障害物の種類とその維持管理の方法を整理して説明すること。

【原子炉制御室等】

- 現実に近い条件の評価におけるインリーク評価地点について、放出点と評価地点の位置関係、距離を明確にして説明すること。
- 放出点と外気取入口の位置関係について、SGT排気管と同じ高さとしているが、放出点が明確となるよう説明すること。
- FCVS使用時及びRHAR使用時の放出トレンドの図について、図を示した意図を明確にすること。
- ベント実施8時間ごと10時間後の中央制御室内の線量率の違いについて、トレンド図においても明確となるよう検討すること。
- ベント実施時に加圧運転から再循環運転に切り替えることに伴い、退避時間が8時間から10時間に変更となるが、退避時間の増加が屋外での作業に影響がないことを説明すること。
- 退避直後の中央制御室内の線量率を図中に示している意図を明確にして説明すること。

- 中央制御室換気系の加圧運転手順のうち、(b) 操作手順において、加圧運転の準備の指示、起動、加圧運転開始が手順上明確となるよう記載を見直すこと。
- 中央制御室換気系の加圧運転手順のうち、(b) 操作手順において、系統隔離と換気隔離の違いを明確にして説明すること。
- 給気隔離弁の現場での開操作について、設計上可能であるかだけでなく、現場で強制的に開状態とする理由について、隔離信号発信前後の関係も踏まえて詳細に説明すること。
- 再循環運転及び加圧運転の退避室からの遠隔操作やタイマー切り替えを行わないと判断した理由を詳細に説明すること。

【監視測定設備】

- 可搬式モニタリング・ポストの配置位置及び代替測定場所図に土石流危険区域を示すこと。
- 海側 No.1 及び緊急時対策所付近へ配置する可搬式モニタリング・ポストについて、代替測定場所を設定していない理由を説明すること。
- 常設雨量計が土石流危険区域にあることを踏まえ、常設の雨量計が使用できない場合に、土石流発生に備えた対応を実施するための判断基準をどのように判断するのか説明すること。その際、可搬型雨量計を用いる場合は、設置場所や着手判断基準について説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし